

積立利率変動型一時払終身保険(米ドル保険料建 15)

積立利率変動型一時払終身保険(豪ドル保険料建 15)における 費用およびリスクについて

この保険には、お客さまにご負担いただく各種費用があります。またお客さまに帰属するリスクがあります。メットライフ生命では、特にご注意ください事項をお客さまにより正確にお伝えするため、当資料を作成しましたので、あわせて必ずお読みください。

諸費用についてご確認ください

この保険では、下記の費用をご負担いただきます。

⚠ 保険関係費用

- 保険関係費用とは、死亡保障に備えるための費用、保険契約の締結に必要な費用、保険契約の維持に必要な費用の合計をいい、それぞれに相当する死亡保障費率、新契約費率、維持費率の合計をご負担いただきます。
- 積立金定期支払特約(15)を付加した場合は、保険関係費用に特約維持費率が追加されます。
- 保険関係費用の合計は最大1.54%であり、積立利率はこれらの費用を控除した後の利率となります。具体的には、積立利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に±1.0(%)を増減させた範囲内で当社が定めた利率(%)から、最大1.54(%)が、保険関係費用として控除され、当該控除後の利率が積立利率となります。指標金利について詳しくは契約概要およびご契約のしおりをご覧ください。

⚠ 外貨建保険のお取り扱いの際にかかる為替手数料

通貨交換時に生じる手数料をご負担いただきます。

・銀行などの金融機関で通貨交換される場合

各金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。詳しくはご利用の金融機関にお問い合わせください。

※保険料を外貨で払い込む際には、振込手数料以外にも各金融機関に対して手数料をご負担いただく場合があります。また、保険金などを外貨で受け取る際にも同様の手数料をご負担いただく場合があります。

・保険料円入金特約をご利用の場合

外貨建の一時払保険料を円にて払い込む特約をご利用の場合、為替レートは下記のTTM(対顧客電信売買相場仲値)を基準に当社が定めるレート(具体的には、当該TTM+50銭)とし、この当社所定の為替レートと当該TTMとの差額をご負担いただきます。

・円支払特約および定期支払金を円により支払う場合の特則をご利用の場合

外貨建の保険金などを円にて受け取る特約、定期支払金を円により支払う場合の特則をご利用の場合、為替レートは下記のTTM(対顧客電信売買相場仲値)を基準に当社が定めるレート(具体的には、当該TTM-50銭とします)とし、この当社所定の為替レートと当該TTMとの差額をご負担いただきます。

※保険料円入金特約、円支払特約および定期支払金を円により支払う場合の特則における当社所定の各為替レートの上限または下限となるTTSおよびTTBは三菱UFJ銀行が換算基準日時点のものとして当該日の最初に公示するTTSおよびTTBとしますが、将来変更することもあります。また、当社所定の各為替レートの基準となるTTMは、当該TTSおよびTTBの中間の値とします。なお、当社が定めるレートは2018年6月現在のものであり、将来変更されることがあります。

⚠ 解約控除

解約控除とは、解約時および減額時にご負担いただく費用です。契約日から10年未満で解約・減額される場合、積立金から、経過年数に応じて当該積立金に対して最大で10.0%に相当する金額を控除します(契約日から10年経過後は解約控除は行いません)。

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約 控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	0.0%

リスクについてご確認ください

この保険にはお客さまにご注意いただきたいリスクがあります。

⚠ 外貨建保険には、為替相場の変動によるリスクがあります。

- この保険の保険金額および解約返戻金額については、為替相場の変動により、受取時における為替相場により円に換算した金額が、契約時における為替相場により円に換算した金額を下回ることがあります。また、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料の払込時の円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 積立金定期支払特約(15)を付加された場合、定期支払金は、毎年定期支払日における所定の為替レートで円に換算します。したがって、定期支払金を円で受け取られる際は、受取額は為替変動の影響を受けます。

⚠ 解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。

- 解約時および減額時に、運用資産(債券など)の時価を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場金利などの変動により解約返戻金額が増減します。
- また、契約日から10年未満で解約または減額される場合は「解約控除」がかかります。
- その結果、解約時および減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。市場価格調整および解約控除について詳しくはご契約のしおり・約款をご覧ください。

■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp